

全ての個人のお客さまを対象とした I C キャッシュカードの発行
—お客さまを偽造キャッシュカード犯罪からお守りします—

●普通預金の預金者を対象に I C キャッシュカードを発行します。

株式会社みずほ銀行は、偽造キャッシュカード犯罪抑制のため、平成 17 年 3 月より普通預金の全てのお客さまを対象に、偽造が困難な I C キャッシュカードの発行を開始します。

本年 8 月より取扱を開始した「みずほマイレージクラブカード」についても、キャッシュカード機能の I C カード化を行ないます。

●A T M による 1 日あたりの支払限度額が自由に設定ができますようになります。

セキュリティサービス強化の観点から、来年上期中に A T M による 1 日あたりの支払限度額を自由に設定できるサービスを開始します。

みずほ銀行はキャッシュカードを保有する全てのお客さまに対し、各々のニーズに合わせた安全性を提供してまいります。

【みずほ I C キャッシュカードの特長】

- 全国銀行協会制定の I C キャッシュカード標準仕様に基づくキャッシュカード機能のほか、振込先情報保持機能（※）を標準搭載します。
（※）過去にお取り扱いさせていただいた振込先を記憶し、反復してお振込みを行う際の入力を簡単にする機能
- クレジットカード一体型キャッシュカードであるみずほマイレージクラブカードの I C チップには、キャッシュカード機能、クレジットカード機能の双方を搭載します。
- ご利用いただく A T M により、1 日あたりの支払限度額を下記の通り制限します。
 - ・ I C キャッシュカード対応の A T M による取引・・・1 日あたり 500 万円まで（現状どおり）。
 - ・ 磁気キャッシュカード対応の当行 A T M および他行 A T M による取引・・・1 日あたり 50 万円まで。
- 上記 1 日あたりの支払限度額を自由に設定できるサービスが開始すれば、磁気キャッシュカード対応 A T M による支払限度額を 0 円に設定することで、偽造キャッシュカード犯罪に対抗することが可能となります。

以 上